

濃厚接触者の待機期間が短くなりました

全国的に、新型コロナウイルス感染症が急増していますが、社会経済活動の維持、医療提供体制の確保のために、濃厚接触者の待機期間が短縮されました。（原則7日間→原則5日間）

ただし、7日間が経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認をし、重症化リスクの高い方との接触を避けるなどの感染対策を行ってください。

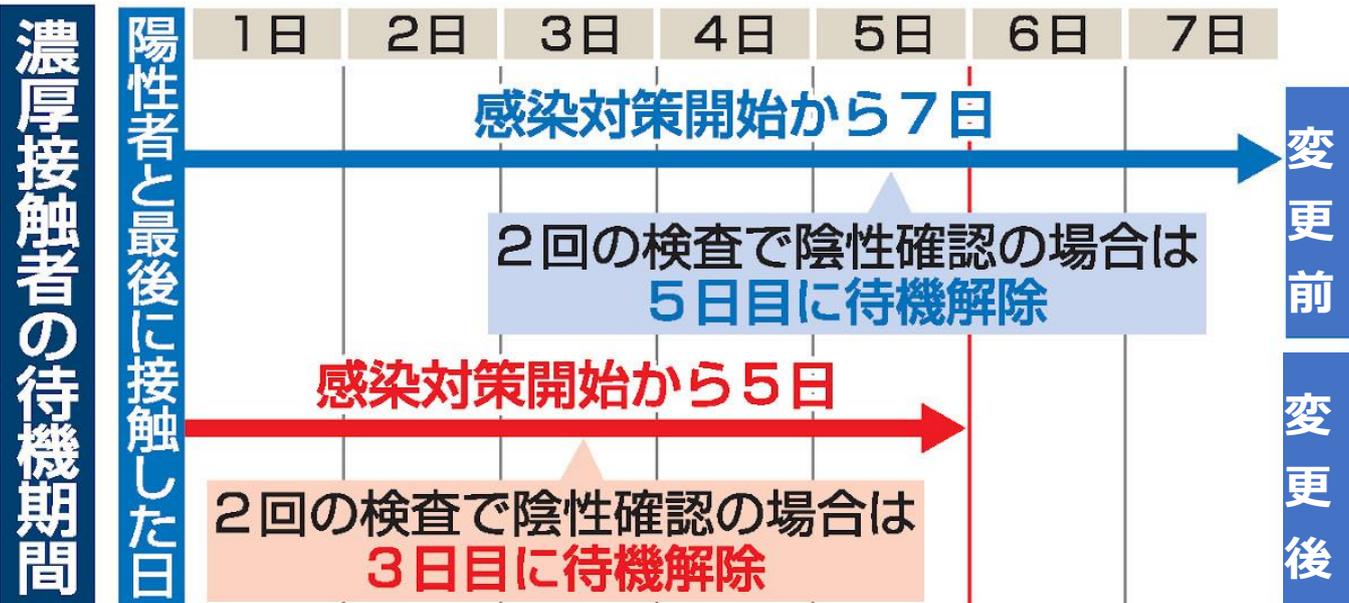
濃厚接触者の待機期間について

原則として、感染が確定した患者さんと最後に接触した日を0日目とし、5日間（6日目解除）の外出自粛（自宅待機）をお願いします。

例）8月1日が最終接触日の場合⇒自宅待機期間は8月6日までとなり、7日が解除日です。

無症状の方で抗原定性検査キット（薬事承認）により、2日目と3日目に自費検査を行い、陰性が確認された場合には3日目から待機解除とすることが可能です。この場合における解除の判断を保健所に確認する必要はありません。ただし、7日間が経過するまでは、自身による健康状態の確認（検温等）、会食を避けること、マスクの着用等、感染対策を続けてください。

注意：同居の家族等の中で発症した（陽性となった）場合は、改めてその発症日を0日と起算し、自宅待機をお願いします。



濃厚接触者について

濃厚接触者とは、発症2日前（無症状の場合は、検体採取日の2日前）から、入院、宿泊療養又は自宅療養を開始するまでの間に、感染が確定した患者さんに接触した人のうち、次の条件に当てはまる方を指します。

- 感染が確定した患者さんと同居、あるいは長期間の接触がある方（電車や飛行機での接触も含む）
- 適切な感染防護なく感染が確定した患者さんを診察・看護・介護していた医療・介護従事者
- 感染が確定した患者さんの咳・くしゃみのしぶき・鼻水などに直接触れた可能性が高い方
- 感染が確定した患者さんと手で触れることのできる距離（およそ1メートル）で、マスクなどの感染予防策なく15分以上の接触があった方

※国立感染症研究所感染症疫学センター「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領」による